

# 大阪府保険医協同組合 第49回通常総代会

●とき 2019年**5月18日**(土)

●場所 大阪府保険医協同組合会館5階 M&Dホール  
(大阪府大阪市浪速区幸町1-2-34)

●第49回通常総代会 14:00~15:30

●記念講演 15:45~17:15

※総代の先生方には、5月2日までに「通常総代会資料等」をお送りいたします。ご出席の程よろしくお願ひ申し上げます。

お問い合わせは、06-6568-2741 担当：村上・清水まで

## 第49回通常総代会 記念講演

# 大阪の医療を守るために 消費増税と都構想を回避せよ。



講師 京都大学大学院教授 藤井 聡氏

5月18日(土)に当協同組合の「第49回通常総代会」が開催されます。その記念として、「大阪の医療を守るために消費増税と都構想を回避せよ。」と題して京都大学大学院の藤井聡教授に講演していただきます。

記念講演は、総代以外の先生方もご参加いただけます。FAX等でご案内しますので、ぜひご参加ください。

### ●プロフィール

藤井 聡 京都大学大学院工学研究科教授、1968年生。  
京都大学卒業後、スウェーデンイエテボリ大学心理学科客員研究員、東京工業大学教授等を経て現職。  
2012年から2018年まで内閣官房参与。専門は、国土計画・経済政策等の公共政策論。文部科学大臣表彰等、受賞多数。書「大衆社会の処方箋」「列島強靱化論」等多数。テレビ、新聞、雑誌等で言論・執筆活動を展開。朝日放送「正義のミカタ」、関西テレビ「報道ランナー」、KBS京都「藤井聡のあるがままラジオ」等のレギュラー解説者。2018年より表現者クライテリオン編集長

## ●●●● 保険医まつり開催中止のお知らせ ●●●●

平素は、当協同組合事業にご協力とご理解を賜り有難うございます。この度、毎年定例で10月に開催しておりました「保険医まつり」を、2019年度は中止させて頂くこととなりました。

保険医まつり(会場マイドームおおさか)へのご参加を、毎年お楽しみにされておられる組合員・会員並びにご家族・スタッフの皆様には、大変ご迷惑をお掛け致しますこと深くお詫び申し上げます。

ご承知のとおり、安倍内閣は今年の10月に「消費税10%」の増税を着々と進めようとしています。

その背景として、政府は昨年「毎月勤労統計」や「賃金構造基本統計」など改ざん不正で賃金の上昇を付度し増税導入の指標にしました。また内閣府は今年の景気動向指数から3ヵ月連続で景気が後退している事を認めています。

保険医まつり企画で大変重視しておりますのは、医科・歯科開業医の医院経営を支える2階会場での医療機器や医科・歯科材料等を充実した「特売会場」です。もし10月に増税実施になれば、その後の開催では医院経営に役立つ企画が出来るのか等、理事会で度々討議してまいりました。

また保険医まつりを10月前の開催も検討しましたが、既に定期開催のスケジュールが決まっております。別の会場も模索しましたが条件や規模が合わない事もあり、大変残念ながら中止することを決定いたしました。

尚、現在保険医まつりの代替企画を検討しています。企画が決定的次第ご案内いたします。

何卒ご理解の程、よろしくお願ひ致します。

大阪府保険医協同組合 理事長 中村 厚

## 電気設備法定点検による停電のお知らせ

当会館が電気設備法定点検の為、一時的に停電となりFAXでのご注文がお受けできなくなります。

FAXをご利用の先生におかれましては、下記の時間をさけて、ご注文下さいますようお願いいたします。

また、インターネットでのご注文につきましては、支障ございません。

日時：4月29日(月・祝) 12時から17時頃まで

## 保険医協同組合 5月休業日のお知らせ

日曜・祝日 第2・第4土曜日

ゴールデンウィーク 4月27日(土)~5月6日(月・休)

◆尚、業務時間は平日9:00~17:00、土曜9:00~12:00です。

2019 4 月号

医科組合員	4,117人	大阪府保険医協同組合
歯科組合員	3,087人	TEL 06-6568-2741
合計	7,204人	FAX 0120-02-9381
(2019年3月20日現在)		URL http://e-mdc.jp

## イベント・セミナー案内

### 「大工・庭師と巡る竹中大工道具館見学会」

日時：6月16日(日)  
14:00~16:00 (13:30現地集合)  
会場：竹中大工道具館  
(兵庫県神戸市中央区熊内町7-5-1)  
参加費：大人1,000円・お子様500円(見学会のみ)  
(20名様限定)  
問合せ：企画事業部 TEL 06-6568-2741  
担当：沖田

### 保険共済部セミナー

「2019年税制改正 ドクター向け 要予約  
速報 相続セミナー&個別相談会」  
〈10年以内に院長交替の可能性のある  
個人開業の先生方に朗報!〉

講師：寺西 雅行 先生  
(株式会社相続ステーション®代表取締役  
税理士・行政書士・FP)  
日時：5月12日(日) 10:00~12:00  
会場：阪急グランドビル26階会議室  
(大阪市北区角田町8番47号)  
参加費：無料(60名様限定)  
問合せ：保険共済部 TEL 06-6568-2230  
担当：内原・渡邊

### 個別相談あり 要予約

①5月18日(土) PM  
②5月19日(日) AM ③5月19日(日) PM  
④5月26日(日) AM ⑤5月26日(日) PM  
⑥その他・平日等  
会場：阪急ターミナルビル8階(相続ステーション)  
(大阪市北区芝田1-1-4)  
問合せ：保険共済部 TEL 06-6568-2230  
担当：内原・渡邊

## お詫び

3月25日号に掲載しました「医療機器総合カタログ」のお問合せ電話番号に間違いがございました。正しくは「06-6568-2741」です。謹んでお詫び申し上げます。

愛する人のために 谷川俊太郎  
保険にはダイヤモンドの輝きもなければ、  
パノンの便利さもありません。  
けれど目に見えない商になら、  
人間の血が通ってこそ、  
人間の未来への切なる運命がこめられています。  
愛情をお金にならぬことにはなれません。  
けれどお金の力、愛情をこめぬことにはなりません。  
生命を大切に守るため、お金が使われるなら、  
もし愛する人のために、お金が使われるなら、  
日本生命

“大切な人を想う”のいちばん近くで。 NISSAY 日本生命

# 今だから ご加入を

# 協同組合の 集団 火災 保険



## 個別加入より

# 5%の割引も!

再鑑定  
の  
依頼・立会  
に  
対応

修理業者  
の  
ご紹介

協同組合事務局による  
迅速な対応



被害に遭った組合員の施設

2018年9月4日に発生した台風21号被害は、大阪府では一部損害を含む6万棟以上の建物が損害を受けました。

大阪府保険医協同組合にも組合員の先生から「建物定着の看板が飛んでしまった」「隣の屋根の一部が飛んできてガラスが割れた」「屋根が壊れた」など100件を超える被害が報告されました。風災被害1件あたりの被害額は4万円~1000万円を超える損害があり、保険医協同組合(※)で取扱いしている火災保険での保険金総支払額は1億円を超えました(前年の風災被害の保険金総支払額は20万円程度)。

この間、支払額が減額されたり全額否認されたりするケースがありましたが、協同組合が保険会社に再鑑定を依頼し、再鑑定時の立会や修理業者と打ち合わせをして再調査をし、支払額を増額することができ、先生に寄り添った協同組合らしい対応ができました。

また、台風の事故対応時に、修理業者が見つからないというご相談を多く受けます。保険医協同組合だからこそ保険の対応だけでなく、修理業者のご紹介も併せてできます。ご紹介した修理業者も、迅速かつ丁寧に対応、先生にも大変喜んでいただけました。

火災保険では火災だけではなく、台風被害、盗難、水災を補償することもできます。「補償について分からない」「更新はしているが長い間見直ししていない」など保険に関するお問い合わせはお気軽に保険医協同組合へお寄せください。

※大保協商事株式会社(協同組合100%出資)が募集を行っております。



問い合わせは

# 06-6568-2230

保険共済部損害保険担当の  
内原、岸本まで

## 医師は「正当な事由」がなければ 診療を拒むことはできない

医師法19条は、「診療に従事する医師は、診察治療の求めがあった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない」と規定しており、医師、医療機関に対し、いわゆる「応招義務」を課しています。

どのような場合に、診療を拒否することができるのか、医師法19条の「正当な事由」とはどのようなものか、ということが現場で悩ましい問題とされています。

厚労省が示している行政解釈の要旨は、以下のとおりです。

- ① 医業報酬が不払いであっても直ちにこれを理由として診療を拒否できない。
- ② 診療時間外であったとしても、これを理由として急患の診療を拒否できない。
- ③ 特定の場所に勤務する人々のみ診療に従事する医師であっても、急患の場合、その近辺に他の医師がいない場合には、診療

を拒否できない。

④ 天候の不良等も、事実上往診の不可能な場合を除いて、診療を拒否できない。

⑤ 医師が自己の標榜する診療科名以外の診療科に属する疾病について診療を求められた場合、患者の求めがあれば、応急の措置その他できるだけ範囲のことをしなければならない。

⑥ 医師が単に軽度の疲労を理由に診療を拒否できない。

以上の厚労省の行政解釈は、正当事由の存在について限定的に解する厳しい基準となっています。

他方、応招義務について、いまのところ最高裁判例は見当たりませんが、下級審の裁判例の一つに、①診療の緊急性がないこと、②他の医療機関でも診療が可能であること、③信頼関係が破壊されたと認められる事情が存すること、の3つの要件をみたす場合に、診療を拒否できると判断したものがああります。

③の要件に関して、患者の迷惑行為、不当要求行為、診療業務妨害行為などがある場合に、信頼関係が破壊されたと考えることができるかどうかは、個別のケースによります。

診療に関するトラブルのご相談は、保険医協会・協同組合へ

## 医事紛争の 予防と 対応

フロントロー法律事務所 弁護士

胡 健介

Vol.5  
(全6回)